

改正次世代育成支援対策推進法成立

4月16日、参議院本会議において、改正次世代育成支援対策推進法が成立しました。参議院本会議に先立ち、4月15日の参議院厚生労働委員会では、改正パートタイム労働法案（政策ニュース27号参照）と改正次世代育成支援対策推進法案が一括審議されました。参議院厚生労働委員会では、津田弥太郎議員が質疑を行い、この質疑により就業規則等に育児休業の規定がある非正規労働者と規定のない非正規労働者では、育児休業の取得率に10倍もの差があり、就業継続率も約2倍の開きがあることが明らかになりました。

主な改正内容は、次世代育成支援対策の推進・強化のために、2015年までの時限立法である同法の有効期限を2025年まで10年間延長すること、ひとり親家庭に対する支援策の充実です。

<主な質疑内容>

【津田議員】すでに衆議院で可決された両法を一括審議するというのですが、政策論として一緒に審議する意図について大臣のお考えをお聞きたい。

【田村大臣】パートタイム労働者の多くは女性で、子育てをしながら時間的制約のある中で働いている形態が多く、まさに子育てと連動している等の意味合いから一括して法案を提出させていただいた。

【津田議員】非正規雇用労働者の育児休業取得促進というのは極めて重要な政策課題であります。具体的に企業内で育児の規定が整備されている場合とされていない場合の期間雇用者の育児取得率と就業継続率はそれぞれ何%でしょうか。

【雇用均等・児童家庭局長】統計上は非正規雇用と

いう形で捉えているものですが、育児取得率は、規定が整っている職場では31.3%、規定がない職場は3.0%、第一子出産後の継続就業割合は、規定がある職場では37.5%、ない職場では15.7%です。

【津田議員】社内で規定が整備されていれば期間雇用者でも安心して育児を取得することができます。これはまさに次世代法の目指す社会に一步近づいていくことになるわけです。一般事業主行動計画届の中には、非正規労働者も含めた計画になっているか、就業規則や労働協約において非正規労働者も含めた規定の整備がされているかどうかを事業主から確認する工夫をしていただきたい。

【雇用均等・児童家庭局長】規定状況を把握できる仕組みを積極的に検討していきたい。

【津田議員】事業主行動計画で一定の基準を満たした企業を認定して「くるみんマーク」があります。今回の改正で特例認定制度が創設され仮称ですが「プラチナくるみん」ができます。しかし「くるみん」はとても認知度が低いです。「くるみんマーク」の周知について、様々な工夫をしていただきたい。

【田村大臣】「たまごクラブ」のような情報誌、ゆるキャラとくるみんのコラボ等PRを考えてまいります。

【津田議員】政府としてマークの取得を増やすために最も効果的な手法は、公共調達、入札等で強力なインセンティブを持たせることだと思います。総合評価方式にくるみんマークをプラスの加点にさせていただきたいと思います。

【田村大臣】公共調達等の中で検討することも重要なご提案だと思います。しっかり検討させていただきたい。

【改正法の概要】

1. 次世代育成支援対策の推進・強化

①法律の有効期限の延長

法律の有効期限を2025年3月31日まで10年間延長する。

②新たな認定（特例認定）制度の創設

雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良なものについて、

- ・厚生労働大臣による新たな認定（特例認定）制度を創設（プラチナくるみん）。
- ・特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付ける等。

2. ひとり親家庭に対する支援施策の充実

①母子家庭に対する支援の拡充

都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施や関係機関の連携等に関わる規定の整備等母子家庭等への支援体制の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金等の公課禁止等母子家庭への支援の強化を図る。

②父子家庭に対する支援の拡充

①に加え、父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度）の創設等、父子家庭に対する支援を拡充するとともに、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

③児童扶養手当と年金の併給調整の見直し

児童扶養手当の支給対象とされていない公的年金受給者等について公的年金給付等の額に応じて、児童扶養手当の一部を支給する。